

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日は、
当該の日が休日
である場合は、
その翌日)

条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成6年9月12日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県条例第二十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「算定した額」の下に「及び平成六年厚生省告示第二百三十七号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額」を加える。
(鳥取県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「相当する額」を「相当する額」及び平成六年厚生省告示第二百三十七号(入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準)に基づき、同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額(一)に改める。

附則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。